



# 日本外務省の「新外交」 呼応論と満蒙・シベリア

——ロシア革命から  
ワシントン会議まで

【本報告は未定稿です。引用の際はご相談下さい】

---

中谷直司（帝京大学文学部社会学科）

emailはresearchmapでご確認下さい

パネル：シベリア出兵を見直す

ロシア史研究会大会@法政大学

2022年10月15日（土）

# 1. 問題の背景①——大戦後の新秩序と日本の満蒙権益

・入江昭(1964=68)、細谷千博(1978)、麻田貞雄(1993)らのワシントン体制論

「旧外交」から「新外交」へ(勢力圏外交・軍事同盟⇒経済外交・多国間協定)

\*ただし、「満蒙」だけでは例外?(三谷太一郎[2009]の国際借款団研究も裏書き)

・服部龍二(2001)の勢力圏外交継続論／旧秩序継続論

メインの論拠は2つ:①アメリカとの約束に反する鉄道権益の拡張(協調の中の拡張)

具体例:南潯鉄道(揚子江流域、1915年全通)の延長借款(1922年成立、1千万円)

洮昂鉄道の建設契約(1924、東部内モンゴル⇒北満方面)

②ワシントン会議で、中国をめぐる現状維持の日英了解をアメリカが認めた

⇒満蒙だけが「例外」だったのではなく、中国をめぐる国際政治では旧秩序・旧外交が継続

# 1. 問題の背景②——中谷(2016)の「新外交」呼応論

・パリ講和会議(1919)～新四国借款団交渉の妥結(1920)～ワシントン会議(1921-22)

以上を、東アジアにおける「勢力圏外交秩序」を解体した1つの国際政治過程と見なす(中谷、2022も参照)。

・服部への2つの反論

①入江(1964=68)らの議論を読み誤っている

・服部の理解: 勢力圏外交=他の大国の利益を犠牲にした権益拡張策

・入江の理解: 勢力圏外交=排他的な利益の相互尊重(同盟や協商による相互承認)  
⇒ 南潯鉄道の拡張は勢力圏外交のルールにも反している(対華21カ条も)

②以上の国際政治過程の中で、服部が想定するような日英の協調は一度も実現せず

・パリ講和会議以降: 勢力圏の撤廃を目指す米「新外交」に徐々に呼応

・目的: 日米・日中親善と経済的利益の確保の両立; その犠牲となるのは欧州大国の利益

⇒ 以上の方針の下、新四国借款団交渉で、満蒙関係を含めて概括的な投資優先権を放棄



# 1. 問題の背景③——外務省政務局 第1課

- ・「新外交」呼応論の立案者：外務省第1課（中国課）；第2課が欧米課  
課長は小村欣一（小村寿太郎の「嫡男」）

**担当範囲：中国政策＋中国をめぐる対列強政策**

- ・根本資料：外務省記録の「支那政変雑纂」第3巻

政策意見書（覚書）をまとめたもの；小村の「手控え」？  
（熊本、2017など）

⇔ 電信を基本とする通常の簿冊（例：「露国革命一件」など）。

- \* 大戦終結前後から講和会議関係が増加；**シベリアは中国問題に次ぐ**  
シベリア問題を独立して論じた意見書は3通（後述）



前 拓務次官  
故侯爵 小村欣一閣下

『始政25周年記念樺太写真帳』樺太拓殖新聞社、1931年  
\* 兔内勇津流先生の提供

## 2. ロシア10月革命の衝撃①

---

・ソヴィエト政権の成立⇒寺内内閣の大陸政策の混乱(北岡、1978)

10月革命前:他の大国との相互尊重の枠組みの中で、中国権益を強化・拡張

\*21カ条要求の反省に立つ、「勢力圏外交」への回帰;同時に大戦の有利さも活かす

・代表例:山東権益の継承への了解(英仏露から1917年2月~3月)

石井・ランシング協定(同年11月;門戸開放と日本の特殊地位の相互承認)

・それ以前にも:第2次大隈内閣末期の第4回日露協約

——「事実上の攻守同盟関係を規程」(吉村、1992)

## 2. ロシア10月革命の衝撃②

---

10月革命後：「西原借款」の急拡大⇒在華英・露権益にも抵触の可能性大

例：黒・吉両省の金鉱・森林借款計画——「露国の国難」に乗じたと映ると外務省反対

・つまり：外務省内では「勢力圏外交」的発想は継続

代表例「帝国外交政策ノ基礎改変ノ必要」（1918年1月～3月中に外務省で起草と推定）

ロシア帝政の崩壊と「過激派政権」による対独講和で、「帝国の外交政策は其の根幹を従来の如く日英同盟及日露協商に置くことを得ず」。

⇒これからは「日英米中の聯合を以て独露東漸の大勢に当た」るべし。

日英は同盟あり、日米は石井・ランシング、よって日中親善の実現が急務。

# 3. 米「新外交」の衝撃

---

## ①新四国借款団結成の提議(1918年7月)

- ・実業借款の共同化を提案(⇔日露加盟の6国借款団 Cf. 鈴木、2012; 塚本、2020)

2つの論点:(1)全活動範囲から満蒙を除外できるか;(2)実業借款を除外できるか否か

\*六国借款団では、日露が満蒙に関して留保宣言⇒議事録に記載(承認されたかは??)

## ②シベリアへの日米共同出兵宣言(寺内内閣、1918年8月)

- ・先立つ5月に日中軍事協定(北満出兵の準備)
- ・9月6日に日中軍事協定の詳細協定⇒東支鉄道輸送の日中共同機関設置へ  
(以上服部、2001:47-48)

## ③ウィルソンの講和構想の本格化(1919年9月27日の2度目の「4原則」演説)

- ・満蒙除外を前提とする「新外交」呼応論の変質の画期?(後述)

## 4. 「新外交」呼応論の変化①

---

- ① 1917年9月: 支那に於ける勢力範囲の撤廃について: 満蒙除外が前提
- ② 1918年8月: 米国提議対支新借款団方針案: 満蒙除外を依然楽観(特に対米); 実業借款の包含は実際には困難だろうが、鉄道借款のみの包含は追求しても良いのでは?
- ③ 1918年11月: 外務省方針案(小村起草、幣原修正): 満蒙除外方針の曖昧さ  
中谷(2016): 外務省首脳の意向を受けた両論併記(首脳が方針を統一できず)  
⇔ 熊本(2017, 2021): 対英関係を重視する幣原の意向を反映(小村も同意)
- ④ 1919年5月: 政府方針案の決定: 外務省案——条約上の権利に限る除外案(≠列挙除外)  
高橋蔵相の修正で概括除外に  
(ただし、他国の共同投資も認める内容)



## 4. 「新外交」呼応論の変化②

---

①1917年9月:支那に於ける勢力範囲の撤廃について:満蒙除外が前提

・ロシア10月革命

②1918年8月:米国提議対支新借款団方針案:満蒙除外を依然楽観(特に対米)

・シベリアへの日米共同出兵宣言

(3通のシベリア関係意見書の大員への提出)

・休戦と講和に向けた国際政治が加速⇒講和関係の重要意見書を小村・第1課が複数起草

③1918年11月:外務省方針案(小村起草、幣原修正)

・英外務省極東部長が勢力範囲撤廃への賛同を内話(12月末;他国の一律賛同が前提)

・講和会議での日米対立⇒收拾策としての「新外交」呼応策の実施(勢力範囲撤廃への賛意表明)

④1919年5月:政府方針案の決定:外務省案——条約上の権利に限る除外案⇒概括除外案

# 5. シベリア出兵関係の意見書

---

・外務省記録の重要簿冊「支那政見雑纂」第3巻——小村・第1課関係の意見書多数

## ①独立したシベリア関係の覚書は3通確認

——いずれも日米関係悪化まで(1918年9月頃までの起草;鼻息は相当に荒い)

——起草者名・組織名は見あたらず。このため、第1課以外の可能性も残る。

## ②講和会議や勢力範囲の撤廃問題で、中国問題に続いてシベリア問題が議論されている例も

——講和会議間近になるとかなりトーンダウン;中国と同じく排外的施設撤廃が基本に

## ③講和会議直前:シベリア出兵は、日本外交が克服すべき「武断侵略的政策」の一部に

## 5-2. シベリア関係独立意見書①

---

(1) 「12 [差出人不明意見書]」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B03030277200、支那政見雑纂 第三卷 (1-1-2-77\_003) (外務省外交史料館) [1918年9月21日浄書大臣提出]

・東清鉄道を米国の鉄道班に委託するのは我慢も可能だが.....チェコ軍のガイダ将軍が「之に対し専恣なる軍令を下しつつあるが如きは、帝国政府の甘諾し得べき所なりや否や。」

・チェコ軍救援の目的、「すでに畧々(ほぼ)達成せられたる今日.....根本問題としては適當の機会に帝国より進んで撤退を提唱すべきや、あるいは.....今後チェック救援程度を確定するの要なきや。」

総括：極東問題に関する限り日本を名実ともに主導的地位に置くことを、**联合国としても大局上得策にして、また日米関係の根本義としても最重要なる所以を力説すること、我对西比利亞政策を實行し、もしくは之を促進せしむる上より、極めて緊要とす。**

## 5-3. シベリア関係独立意見書②

(2) 「13 西比利亞鉄道及東支鉄道管理問題ニ関スル件」JACAR(アジア歴史資料センター)

Ref.B03030277300、支那政見雑纂 第三卷(1-1-2-77\_003)(外務省外交史料館)

[1918年9月25日浄書大臣へ提出]——後半では中国同様、シベリアでも外務省主導の実現を強く主張。

・両鉄道をスティーヴンス管理下に置く米提案をいやがりながら、露国にまかせるべしとの日本政府の主張が情勢の渾沌で苦しんでいることを認める内容。

・「仮に今回の鉄道問題に関し日本に於て管理の任に当るが如き場合[が]生ずるとするも、鉄道の修理、運輸状態の改善に要する諸材料の如きは、結局米国の供給援助を俟たざるべからざる実情なるにより」、陸軍が望む東清鉄道への列国の干渉排除は維持可能か疑わしい。

⇒むしろ日米共同管理が望ましいのでは？

困難なら、①米鉄道班を大谷司令官の隷下にし、②「寛城子[長春郊外、東支鉄道の終点]より松花江、…出来得れば哈爾濱まで…満鉄同様の標準軌道に改築することを承諾せしむる」。

結論：日本独占は無理でも「米国との協調を破ることなくして、しかも西比利亞鉄道および東支鉄道に対する米国必至の勢力を抑止し、これを中和せしめ、結局日本側においてその実権を掌握するの素地を造る」べし。

## 5-4. シベリア関係独立意見書③

③ 「14 [大正七年九月廿六日浄書大臣へ提出]」JACAR (アジア歴史資料センター)  
Ref.B03030277400、支那政見雜纂 第三卷(1-1-2-77\_003) (外務省外交史料館)

「西比利亞に於ては、浦塩にホルワツトの極東政府、デルベルー派の西比利亞自治政府ありて、従来各自に正統政府を以て任じ居りたる外、オムスクには別にヴオロゴツキー派の西比利亞政府あり、又ブラゴエシチエンスクには最近アレキセーフスキーによりて宣言せられたる黒龍州政府ある等、各種の政治団体各處に割拠し、其勢力相交錯して、政情極めて混沌たるものあり。」

全体の論調：混沌とした現地状況を指摘。とくにチェコ軍団司令官にはかなりの反感が見える。

日本の方針を決定した上で、アメリカへの表明が重要。つまり、チェコ軍団救援の目的を達したらすみやかに撤兵することを辞さないが、同時にシベリアの政情不安定から最も影響を受けるのは日本なので、ロシア人による自治という原則を守ることを前提に、同地方で日本が時局収拾を指導することを、特殊関係を理由に認めさせるべしとの内容。 ⇒もし米国が同意するなら、英仏伊にも提案。



## 6. ウィルソンの「9月27日演説」以降①

---

・以後、シベリア関係の独立意見書は作成されず(?)

⇒講和会議対策の意見書のなかで、中国問題⇒シベリア問題の順で取り上げられる

⇒論調はトーンダウン

(1) 1919年9月末を境に米「新外交」が活発化: 14カ条(1月)と4原則(7月、9月)

「小国も大国同様其の政治上の独立及領土主権を保証すべき国際規約の成立」が実現すれば、中国における日本の特殊地位を認めた石井・ランシング協定も「結局空文に終わる」

(第1課の意見書「講和ノ基礎条件ノ東洋ニ於ケル帝国ノ地位ニ及ホス影響ニ就テ」)

\*シベリアでの日本の主導(独立意見書2): 中国、とくに満蒙での日本の「特殊地位」が根拠。

## 6. ウィルソンの「9月27日演説」以降②

---

(2)休戦実現・講和会議の開催決定:同時期にシベリア出兵をめぐる日米対立が顕在化

\*原内閣の減兵、シベリア・東清鉄道の国際管理の実現も、日米協調には寄与せず

・第1課のシベリア出兵批判:日米共同ではなく、日米対立の原因に

小村「講和会議の大勢が日本の将来に及ぼす影響及之に処するの方策」18年11月30日

基調:勢力範囲の撤廃が提起される可能性が高く、その場合は率先賛同すべし。

⇒牧野伸顕全権の「外交意見」の原本

「日本は従来一般に武力の民、侵略の国を以て目せられ居るが故に(支那問題に付、特に然り。最近西比利亞問題に付ても漸く此の種の疑念著しからんとす)」、大勢となっている平和主義に率先賛同して、疑念を払拭する必要あり。

# 7. パリ講和会議と新四国借款団交渉①

---

・パリ講和会議——「新外交」呼応論の政策としての採用

山東の旧独権益めぐる激しい日米対立⇒列強協調ではダメとの小村らの「予想」が的中

⇒勢力範囲撤廃への賛同をウィルソンに表明（実行は牧野全権）

\* 日米決裂を回避：外務省の新方針としての地位を固めていく

・新四国借款団交渉（1918-1920）

シベリア政策の前提である「満蒙における特殊地位」に大きく影響

1912～：六国借款団——米の脱退（1913）、ドイツとロシアの脱落（WWI）

⇒英仏日はアメリカに復帰を勧誘……しかし、米は新団体結成を提議（18年7月）

## 7. パリ講和会議と新四国借款団交渉②

---

・米国の案の眼目：「実業借款」の包含による「概括的投資優先権」の共同化

行政借款——政府人件費、財政・幣制改革、軍隊の近代化など⇒六国借款団の対象

実業借款——中央・地方政府による大規模公共事業（鉄道敷設や鉱山開発など）

⇒六国借款団の対象外：各国の概括的投資優先権（≡勢力範囲）と抵触する

・外務省政務局第1課の方針案

(1)提議時：満蒙を除外して賛同（石井・ランシング協定がある!）

(2)講和会議開幕前後：満蒙除外を不安視。条約上の権利のみ除外し、うち山東は提供

\*「支那富源の中心」を勢力範囲とする英国には条約上の「投資優先権」がない

# 7. パリ講和会議と新四国借款団交渉③

---

・政府方針：満蒙の地理的除外（1919年5月）⇒米英の全面拒否

⇒外務省の修正案：条約上の権利除外（≡第1課構想）⇒再び政府方針は満蒙留保

・最終決着：1920年5月

(1) 日本が持つ概括的な投資優先権の提供（満蒙も例外なく）⇒もはや勢力範囲とは言えない

(2) 南満州の個別鉄道権益の列挙除外（既成事業とみなす；東部内モンゴル関係は提供）

(3) 満蒙における「日本の枢要な利益」を米英は尊重（ただし協定化はしない）

\* (3)の意味：満鉄併行線に資金を出さない；洮熱線の建設に資金を出す

⇒ シベリア政策の前提であった満蒙に対する特殊地位の主張は大きく後退



# 結論：ワシントン会議（1921-22）へ

---

(1) ロシア10月革命による勢力圏外交のパートナーの喪失（+日英同盟の衰退）

(2) 大戦終結後の米「新外交」：勢力圏外交の解体に乗り出す

⇒ 以上2つの衝撃に対応して、日本外交は勢力圏外交（旧来型の列強協調）を捨てた。

・対シベリア構想：以上の変化+現地情勢の変化で、外務省内の積極策は18年9月限定に。

日米共同出兵の破綻；コルチャーク政権の成立と崩壊；極東共和国の成立と勢力拡大

⇒ シベリアの政治秩序の回復を、日本主導（かつ外交主導）で実現する構想も放棄

\*対満蒙方針の修正・後退（割拠主義=勢力範囲の否定）と軌を一にする

・ワシントン会議での対シベリア方針：自主的な撤兵実現が主、他は受動的

東清鉄道の国際管理；シベリアへの門戸開放原則の貫徹（ただし、逆襲案として）

日本外務省の「新外交」呼応論と満蒙・シベリア——ロシア革命からワシントン会議まで

中谷直司(帝京大学、e-mailはresearchmapでご確認下さい、)

1. 問題の背景

- ① 大戦後の新秩序と日本の満蒙権益:ワシントン体制論 vs 勢力圏外交(旧秩序)継続論
- ② 中谷(2016)『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』の「新外交」呼応論  
パリ講和会議～新四国借款団交渉～ワシントン会議:東アジアの「勢力圏外交秩序」を解体
- ③ 外務省政務局第1課:「新外交」呼応論の立役者、担当は中国+中国をめぐる対列強政策  
根本資料:「支那政変雑纂」第3巻(外務省記録)

2. ロシア 10 月革命の衝撃

- ・ソヴィエト政権の成立⇒寺内内閣の大陸政策の混乱(北岡、1978)  
10月革命前:他の大国との相互尊重の枠組の中で、中国権益を強化・拡張(⇔対華21カ条)  
例:山東権益継承への英仏露の了解(1917年2～3月);石井・ランシング協定(同11月)
- ・10月革命後:「西原借款」の急拡大⇒在華英・露権益にも抵触  
例:黒竜江省・吉林省の金鉱・森林借款計画——「露国の国難」に乗じたと映ると外務省反対  
・外務省では「勢力圏外交」的発想が継続:「帝国外交政策ノ基礎改変ノ必要」(18年初め):  
「日英同盟及日露協商」に代え「日英米中の聯合を以て独露東漸の大勢に当た」るべし。

3. 米「新外交」の衝撃

- ① 新四国借款団の結成提議(18年7月)、②シベリアへの日米共同出兵宣言(寺内、8月)
- ③ ウィルソンの講和構想の本格化(1919年9月27日の演説)⇒「新外交」呼応論にも影響

4. 「新外交」呼応論の変化——勢力範囲の撤廃について

- ① 17年9月:満蒙除外が前提(10月革命)② 18年8月:新借款団での満蒙除外を楽観  
(シベリアへの日米共同出兵宣言)(3通のシベリア関係意見書の外相への提出)  
(休戦と講和に向けた国際政治が加速⇒講和関係の重要意見書を小村・第1課が複数起草)
- ③ 18年11月:満蒙除外の楽観論の後退、両論併記  
(英外務省極東部長が勢力範囲撤廃への賛同を内話:他国の一律実施が条件)  
(講和会議での日米対立⇒收拾策としての「新外交」呼応策実施:勢力範囲撤廃への賛成)
- ④ 条約上の権利の除外案⇒高橋蔵相による概括除外への修正

5. シベリア出兵関係の意見書——「支那政変雑纂」第3巻

- ① 独立したシベリア関係の覚書は3通確認——日米関係悪化まで(鼻息は相当に荒い)
- ② 講和会議や勢力範囲の撤廃問題で、中国問題に続いてシベリア問題が議論されている例も  
——講和会議間近になるとかなりトーンダウン;中国と同じく排外的施設撤廃が基本に

- ③講和会議直前:シベリア出兵は、日本外交が克服すべき「武断侵略的政策」の一部に
- ・意見書 1 :「日本を名実ともに主導的地位に置くことを、 联合国としても大局上得策にして、また日米関係の根本義としても最重要」と主張すべし。
  - ・意見書 2 :対米協調を守りつつも、「西比利亞鉄道および東支鉄道に対する米国必至の勢力を 抑止し、これを中和せしめ、結局日本側においてその実権を掌握するの素地を造る」
  - ・意見書 3 :ロシア人による自治という原則を守ることを前提に、同地方で日本が時局收拾を指導することを、特殊関係(領土および満蒙との緊接性)を理由に認めさせる。

## 6. ウィルソンの「9月27日演説」以降

- (1)独立意見書は確認できず;講和政策の中で議論——論調はトーンダウン
- 第1課:ウィルソン構想が実現すれば石井・ランシング協定も「結局空文に終わる」
- (2)休戦実現と講和会議の開催決定:同時期に日米対立が顕在化、継続
- 小村欣一第1課長のシベリア出兵批判:「侵略の国」との疑念を高めている(18年11月末)

## 7. パリ講和会議と新四国借款団交渉

- ・講和会議——旧来型の列強協調ではダメとの小村・第1課の「予想」が的中
  - \*「新外交」呼応策による日米決裂回避⇒外務省の新方針としての地位を徐々に固める
- ・新借款団交渉:「満蒙における特殊地位」(シベリア政策の前提)に大きく影響
  - 米提案の眼目:実業借款(投資優先権)の共同化による日英仏の勢力範囲の事実上の撤廃
  - 外務省の方針案:提議時——満蒙を除外して賛同(石井・ランシング協定がある!)
  - 講和会議時——満蒙除外を不安視。条約上の権利の除外案。
  - 政府方針:満蒙の地理的除外⇒米英の全面拒否
    - ⇒外務省の条約上の権利除外案(≒第1課案)⇒再び政府方針は満蒙留保
- ・新借款団交渉の最終決着:1920年5月
- (1)日本の概括的な投資優先権の提供(満蒙も例外なく)⇒もはや勢力範囲とは言えない
- (2)南満州の個別鉄道権益の列挙除外(既成事業とみなす;東部内モンゴル関係は提供)
- (3)満蒙における「日本の枢要な利益」を米英は尊重(ただし協定化はしない)
  - ⇒シベリア政策の前提であった満蒙に対する特殊地位の主張は大きく後退

## 結論:ワシントン会議(1921-22)へ

- ・10月革命と米「新外交」⇒日本外交は勢力圏外交(旧来型の列強協調)を捨てた。
  - 対シベリア構想:現地情勢の変化もり、外務省内の積極策は18年9月限りに。
- ・ワシントン会議での対シベリア方針:自主的な撤兵実現が主、他は受動的
  - 東清鉄道の国際管理;シベリアへの門戸開放原則の貫徹(ただし、逆襲案として)

【以上】